

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 4月 14日

埼玉県知事
大野 元裕殿



提出者

住 所 埼玉県志木市本町4-10-21
氏 名 協同建設株式会社

代表取締役 高橋健一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入する)

電話番号 048-471-0167

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	協同建設株式会社
事業場の所在地	埼玉県志木市本町4-10-21
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	9億5300万円
③ 従業員数	19人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理の一連の工程

コンクリートがら → 破碎(委託) → 再生碎石として再生利用(委託)

アスコンがら → 破碎(委託) → 再生碎石として再生利用(委託)

がれき類 → 破碎(委託) → 路盤材等として再生利用(委託)

ガラス陶磁器 → 破碎(委託) → 再生利用(委託)

廃プラスチック → 破碎(委託)及び圧縮減容(委託) → 焼却、埋立て処理(委託)

金属くず → 圧縮(委託)及び切断(委託) → 再生利用(委託)

混合(安定型) → 圧縮(委託)及び切断(委託) → 埋立(委託)

石綿含有産業廃棄物(安定) → 埋立(委託)

建設汚泥 → 造粒固化(委託) → 埋め戻し材として再利用(委託)

紙くず → 破碎・減容(委託)及び圧縮・梱包(委託) → 再生利用(委託)

木くず → 破碎(委託) → チップ化、燃料化(委託)

繊維くず → 破碎(委託) → 燃料化(委託)

廃石膏ボード → 切断・破碎(委託) → 再生利用(委託)

混合(管理型) → 切断(委託) → 再生利用、埋立て処分(委託)

石綿含有産業廃棄物(管理) → 埋立(委託)

水銀使用製品 → 切断・破碎(委託) → 埋立(委託)

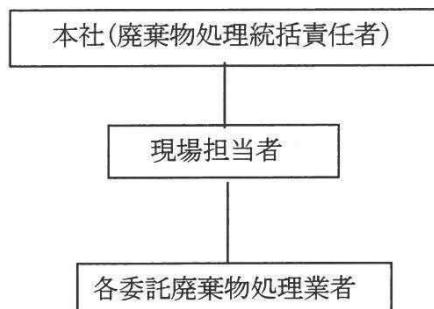
廃油 → 燃料化(委託)、焼却(委託) → 燃料など再生利用(委託)、埋立(委託)

廃石綿 → 埋立(委託)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組) 養生材等の使用を必要最小限に控える。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 協力業者にも搬入資材等の過剰梱包を避けるように要請する。 現場加工品を完成品へと変更するなど、各種の工法等の検討を行う。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスコンがら、がれき類、ガラス陶磁器、廃プラスチック、金属くず、紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、安定型混合、管理型混合、特別管理廃石綿、汚泥 産業廃棄物について分別の徹底をしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスコンがら、がれき類、ガラス陶磁器、廃プラスチック、金属くず、紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、安定型混合、管理型混合、特別管理廃石綿、汚泥 各産業廃棄物の分別を継続。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】					
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり					
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t				
		(これまでに実施した取組) 特になし。					
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり					
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t				
	(今後実施する予定の取組) 特になし。						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t		
②計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組) 特になし。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t		
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t	
(これまでに実施した取組) 特になし。				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t	
(今後実施する予定の取組) 特になし。				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
全処理委託量		t	t	
優良認定処理業者への 処理委託量		t	t	
再生利用業者への 処理委託量		t	t	
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t	
(これまでに実施した取組) 委託基準に基づき、委託可能な処理業者を選定している。				

(第5面)

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組) 再生利用、熱回収ともに可能な限り、認定処理業者を選定する。		
※事務処理欄		

(埼玉県)

(別紙)

産業廃棄物処理計画実施表

令和4年度実績値

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

【単位:t/年】

	① 排出量	② 自ら直接再 生利用した 量	③ 自ら熱回収 を行った産 業廃棄物の 量	④ ③のうち自 ら中間処理 により減量 した産業廃 棄物の量	⑤ 自ら埋設処 分又は海洋 投入処分を 行った産業廃 棄物の量	⑥ 全処理委託 量	⑦ ⑥のうち優 良認定業者 への処理委 託量	⑧ ⑥のうち再 生利用業者 への処理委 託量	⑨ ⑥のうち認 定熱回収業 者への処理 委託量	⑩ ⑥のうち認 定熱回収業 者以外の熱 回収を行う 業者への処 理委託量	⑪ 優良認定 処理業者 への委託 率	⑫ 産業廃棄 物の再生 率
がれき類(コンクリートがら)	743.9	0.0	0.0	0.0	0.0	743.9	218.4	743.9	0.0	0.0	29.4%	100.0%
がれき類(アスコンがら)	302.8	0.0	0.0	0.0	0.0	302.8	132.6	302.8	0.0	0.0	43.8%	100.0%
がれき類(その他)	139.9	0.0	0.0	0.0	0.0	139.9	68.8	139.9	0.0	0.0	49.2%	100.0%
ガラス・陶磁器くず	119.1	0.0	0.0	0.0	0.0	119.1	7.4	119.1	0.0	0.0	6.2%	100.0%
廃プラスチック類	21.7	0.0	0.0	0.0	0.0	21.7	16.4	21.7	0.0	0.0	75.6%	100.0%
金属くず	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	7.3	7.3	0.0	0.0	100.0%	100.0%
混合(安定型)	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	100.0%	0.0%
石綿含有産業廃棄物(安定)	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0	11.9	11.1	0.0	0.0	0.0	93.3%	0.0%
建設汚泥	634.6	0.0	0.0	0.0	0.0	634.6	634.6	634.6	0.0	0.0	100.0%	100.0%
紙くず	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	5.3	5.9	0.0	0.0	89.8%	100.0%
木くず	116.8	0.0	0.0	0.0	0.0	116.8	81.1	116.8	0.0	0.0	69.4%	100.0%
繊維くず	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	100.0%	100.0%
廃石膏ボード	23.8	0.0	0.0	0.0	0.0	23.8	23.8	23.8	0.0	0.0	100.0%	100.0%
混合(管理型)	42.3	0.0	0.0	0.0	0.0	42.3	30.3	5.1	0.0	0.0	71.6%	12.1%
石綿含有産業廃棄物(管理)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%
水銀使用製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%
廃油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%
廃石綿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%
											0.0%	0.0%
											0.0%	0.0%
合 計	2,170.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2,170.6	1,237.7	2,121.0	0.0	0.0	57.0%	97.7%

(埼玉県)

(別紙)

産業廃棄物処理計画表

令和5年度目標値

令和5年4月1日～令和6年3月31日

【単位:t/年】

	① 排出量	② 自ら直接再 生利用する 量	③ 自ら熱回収 を行う産業 廃棄物の量	④ ③のうち自 ら中間処理 により減量 する産業廃 棄物の量	⑤ 自ら埋設処 分又は海洋 投入処分を行 う産業廃 棄物の量	⑥ 全処理委託 量	⑦ ⑥のうち優 良認定業者 への処理委 託量	⑧ ⑥のうち再 生利用業者 への処理委 託量	⑨ ⑥のうち認 定熱回収業 者への処理 委託量	⑩ ⑥のうち認 定熱回収業 者以外の熱 回収を行う 業者への処 理委託量	⑪ 優良認定 処理業者 への委託 率	⑫ 産業廃棄 物の再生 率
がれき類(コンクリートがら)	632.3	0.0	0.0	0.0	0.0	632.3	316.2	632.3	0.0	0.0	50.0%	100.0%
がれき類(アスコンがら)	257.4	0.0	0.0	0.0	0.0	257.4	128.7	257.4	0.0	0.0	50.0%	100.0%
がれき類(その他)	118.9	0.0	0.0	0.0	0.0	118.9	71.3	118.9	0.0	0.0	60.0%	100.0%
ガラス・陶磁器くず	101.2	0.0	0.0	0.0	0.0	101.2	50.6	101.2	0.0	0.0	50.0%	100.0%
廃プラスチック類	18.5	0.0	0.0	0.0	0.0	18.5	16.7	18.5	0.0	0.0	90.2%	100.0%
金属くず	6.2	0.0	0.0	0.0	0.0	6.2	6.2	6.2	0.0	0.0	100.0%	100.0%
混合(安定型)	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.2	0.0	0.0	100.0%	51.2%
石綿含有産業廃棄物(安定)	10.1	0.0	0.0	0.0	0.0	10.1	10.1	8.1	0.0	0.0	100.0%	80.0%
建設汚泥	539.4	0.0	0.0	0.0	0.0	539.4	539.4	539.4	0.0	0.0	100.0%	100.0%
紙くず	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0	100.0%	100.0%
木くず	99.3	0.0	0.0	0.0	0.0	99.3	79.4	99.3	0.0	0.0	80.0%	100.0%
繊維くず	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	100.0%	100.0%
廃石膏ボード	20.2	0.0	0.0	0.0	0.0	20.2	20.2	20.2	0.0	0.0	100.0%	100.0%
混合(管理型)	36.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0	28.8	18.0	0.0	0.0	80.1%	50.1%
石綿含有産業廃棄物(管理)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%
水銀使用製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%
廃油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%
廃石綿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%
											0.0%	0.0%
											0.0%	0.0%
合 計	1,845.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1,845.0	1,273.2	1,824.9	0.0	0.0	69.0%	98.9%

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。